



## 発行：公益財団法人国際労務管理財団（IPM）

東京本部 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-6 新宿加藤ビルディング7F  
http://www.ipm.or.jp/ TEL：03-3354-4841(代) FAX：03-3354-4847

### TOPICS

ページ

設立30周年記念式典を開催しました

1

IPM作文コンクール受賞者発表！

2

「ブラインドメイクを世界に広げよう！プロジェクト2023」をベトナム及びタイにて実施しました

3

NAGOMi フォーラム in 東京の活動報告

技能実習制度の見直しについて

4

入国前の結核検査を義務付けへ

## 設立30周年記念式典を開催しました

11月9日、東京都港区の明治記念館にてIPM設立30周年記念式典を開催しました。式典には会員企業の皆様のほか、駐日の各国大使館やベトナムの地方自治体、および関係機関からおよそ80人が出席しました。



IPM 理事長 池田

式典ではまず、理事長の池田が「30周年を迎えられたのも皆様のお陰です」と感謝の言葉を述べました。

関係機関からは駐日モンゴル国大使館のALZAKHGUI DELGERMAA公使参事官と駐日ベトナム社会主義共和国大使館TRAN HUY DAN一等書記官から、30周年への祝辞が、また、一般財団法人外国人材共生支援全国協会（NAGOMi）の武部勤会長は「30年という長い年月をIPMと歩んで来た多くの方々がいらっしゃっています。今後の発展と活躍をお祈りします」と述べられました。

また、会員企業の技能実習生や特定技能外国人から日本語によるスピーチが行われ、このうち社会福祉法人邑元会の実習生、GANBAT OYUN ERDENEさんからは「皆様は家族のように心配してくれていて、言葉では表せないほどの感謝をしています」と述べ、スピーチを終えると大きな拍手を受けていました。



実習生

GANBAT OYUN ERDENEさん

その後、IPMのこれまでの取り組みの紹介を行ったほか、IPMが支援している視覚障がい者が自ら行うメイク、「ブラインドメイク」のデモンストレーションが行われました。

第二部では立食でのパーティーが行われ、最後に理事長の池田から「現場の声もいただきながら、次の10年も成長していきます」と述べ、盛況の中で式典は終了しました。



NAGOMi 武部勤会長

## IPM作文コンクール受賞者発表！

## 最優秀賞

株式会社伊藤精密製作所 NGU VAN DUC 「日本は私の未来を作ってくれた国です」  
シコクアス株式会社 BHANDARI ASHWIN 「思いがけない他人の助け」

## 優秀賞

社会福祉法人 邑元会 BATBAATAR TUMENJARGAL 「夢と共に」

## 努力賞

社会福祉法人 美咲会 JADAMBA NAMJILMAA 「思いやりとやさしさの旅」

32回目を迎えたIPM作文コンクールには、沢山のご応募がありました。応募していただいた実習生の皆様ありがとうございました。

金賞を受賞されたDUCさん、ASHWINさんの作品は、ひととき熱量を感じるものでした。ご応募いただいた作文からはいずれも就労や生活に励んでいる様子がありありと伝わ

てきました。内容だけでなく、文章としての日本語も美しく、日本語学習へのたゆまない努力を感じました。

これからも皆さんには日本語学習を前向きに取り組んでいただくとともに、日本での生活が実りあるものとなりますよう、切に願っております。

## 受賞者のコメントの一部を紹介します ※（意訳）

## 〈最優秀賞〉NGU VAN DUCさん

受賞者のリストに私の名前があったことを知り、とても嬉しかったです。作文コンクールを企画してくださったIPM財団の先生と職員方々に本当に感謝したいと思います。もし次回も参加出来たら、また受賞者になりたく、やる気は満々です。



これから、私の作文が広がるように、日本に住んでいる外国人実習生、特定技能者等、多くの人々に読まれたいと思っています。また、こんな素晴らしい日本で成長できる環境の中生活できて、とても良かったと思います。

## 〈優秀賞〉BATBAATAR TUMENJARGALさん

自分が賞をもらったこと聞いてびっくりしましたが、とても嬉しかったです。この賞をいただけたのは、日本に来て以来、邑元会あかつきの先輩達やIPMの温かくご指導のおかげだと思います。これからも初心を忘れずに、介護技術や日本語の勉強で一生懸命頑張ります。



## 〈努力賞〉JADAMBA NAMJILMAAさん

受賞できたことに嬉しく、驚いています。モンゴルから日本で介護士として働く私の道りは素晴らしいものでした。私は祖父母の元で育てられたので、日本で高齢者達を助ける写真右 NAMJILMAAさん仕事が出来て嬉しいです。積んだ経験を生かすことは楽しく、これまでのないインスピレーションを感じています。美咲会及びIPM様の皆さんのおかげで今日の私です。心から感謝しております。



## 「ブラインドメイクを世界に広げよう！プロジェクト2023」をベトナム及びタイにて実施しました



ブラインドメイクをご存知でしょうか？

「ブラインドメイク」とは、視覚障がい者のQOL（Quality Of Life）向上に資する技術／化粧療法のひとつとして日本で考案され、2010年から「ブラインドメイクを世界に広げよう！プロジェクト」として国際的な普及活動が行われているものです。

今年度は、当財団設立30周年を記念して「ブラインドメイクを世界に広げよう！プロジェクト2023」を10月9日にベトナム・ハノイ市にて、同11日にタイ・バンコク市にて開催しました。

ベトナムでは昨年に続き2回目の開催であり、5名のベトナム人視覚障がい当事者の方が、この1年間オンラインにて継続的にブラインドメイクを学んできた成果を披露する場とな

りました。ベトナム人受講者からは、「家族から綺麗になったと言われ、家族皆が明るくなった」や「得られたスキルを他の人に広めたい」といった声があがりました。

一方のタイでは、タイ盲人サービス協同組合の発案で「ミラーレスメイク」という類似する取り組みが既に行われており、日頃からミラーレスメイクに挑戦しているタイ人の視覚障がい当事者の方に多くご参加いただき、ブラインドメイクの特徴である「当事者自身の手でメイクをする」ための技術や道具に大きな関心が寄せられました。

ブラインドメイク及び当日の様子は、公開中の動画共有サイトより是非ご覧ください！

↓詳細はこちらからご覧いただけます



**ベトナム・ハノイ開催分**

URL: [https://www.youtube.com/watch?v=\\_XT8SV6wtOs](https://www.youtube.com/watch?v=_XT8SV6wtOs)



**タイ・バンコク開催分**

URL: <https://www.youtube.com/watch?v=Rwc8ZAhjYLo>

## NAGOMiフォーラム in 東京の活動報告

12月15日、第11回目のNAGOMiフォーラムとなる「NAGOMiフォーラムin東京」が開催されました。

「有識者会議最終報告書を徹底検証～どうなる地方、どうなる日本」のテーマのもと、一般財団法人外国人材共生支援全国協会とグローバル人材共生推進議員連盟が共催しました。

NAGOMi 関東甲信越ブロック協会、叡ヶ山幹雄会長より開催挨拶の後、岸田文雄首相からの祝電に続き、小池百合子・東京都知事のビデオメッセージ、二階俊博元

自民党幹事長（衆議院議員）の来賓挨拶がありました。

基調講演では、小泉龍司法務大臣が「外国人材受け入れと日本の未来について」について講演が行われました。

新たな制度と今後の展望に向けた討論会では、グローバル人材共生を図る上で、転籍、業種・分野、人材育成・人材確保・国際貢献をどのように図っていくかの今後の展望等について理解を深め、NAGOMiとしてどう取り組んでいくのかを討議されました。

## 技能実習制度の見直しについて

2023年11月30日、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書が法務大臣に提出されました。

この後は、政府から通常国会の関連法案が提出され、国会で審議されていくことになります。

ここでは、有識者会議の最終報告書の内容について、ポイントになる箇所を確認してみたいと思います。

### (1) 目的の見直し

「国際貢献（人づくり+技術移転）」から「人材確保+人材育成」に。

人手不足のための外国人材受入れについて、これまでよりも正面から受け止めた目的の在留資格になる予定です。

人材育成の部分の目標では、3年で特定技能1号の技能水準に達することとされています。合わせて、日本語能力についても段階的な向上（就労開始前N5、特定技能1号移行時N4、特定技能2号N3）が求められていくことになることが想定されています。

### (2) 受入企業・法人等の範囲の変更

「日本で学べる技能等（職種・作業）を有する企業・法人等」から「外国人材が必要な産業分類の企業・法人等」への変更が見込まれております。言い換えれば、受入れの判断基準が「どのような作業をする企業なのか」から「どのような製品等を取り扱う企業なのか」に変わるようになります。

この判断基準は、特定技能における受入れ企業の産業分類の考え方と同一であり、新しい制度から特定技能1号への移行がより円滑になっていくことが見込まれます。

新しい制度において、最終的にどのような産業分類が受入れ対象にな

るかについては、今後制度が固まっていくにあたり、明確になってくるものと思います。IPMとしては、これまで技能実習制度を活用してきた企業・法人の皆様が引き続き制度を活用できるように働きかけを続けてまいります。

### (3) 人権保護（転籍要件）

「一定の要件」のもと、外国人自身の意思にもとづく転職を認めていく方向に。

この転職の「一定の要件」の部分は、最終報告書では、「1年超」等の要件が示されておりますが、現時点でも様々な意見が出ており、今後も議論の争点になるものと思われます。

また、外国人の保護の責任を負う監理団体の要件をより厳格化し、人権侵害等の事案を明確化していくことで、外国人の人権保護をより強固にしていくことが考えられております。

### (4) 現行制度への配慮

現行制度利用者たちが「無用な混乱や問題が生じないように、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないようにきめ細かな配慮をすること（原文ママ）」とされています。

現在、技能実習生を受け入れ中、これから技能実習生の受け入れを検討している皆様は、現行制度である「技能実習制度」を安心して活用いただければと思います。

参考：技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議『最終報告書』（2023.11.30,<https://www.moj.go.jp/isa/content/001407013.pdf>)

## 入国前の結核検査を義務付けへ

『滞在予定3か月超の訪日外国人の結核検査を義務付けへ』

日本における結核患者の発生状況としては、罹患率及び患者数ともに年々減少傾向にあります。未だに国内で年間約15,000人が発症し、約2,000人が死亡しております。また、外国籍の結核患者数が増加傾向にあり、平成30年の新登録結核患者数のうち、外国籍患者数は1,667人となりました。特に、多数に感染させる可能性が高い若年層で増加傾向にあり、罹患率の高い国の外国人が日本滞在中に発症するケースが見受けられます。そこで、政府はこのような結核

患者の発生状況に鑑みて、2024年度から、日本滞在中に結核と診断された外国人患者の約8割を占める国（フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、中国、ミャンマー）の出身者で、日本滞在中が3か月を超える場合、政府が指定する現地の医療機関で胸部X線などの検査を受け、発病していないことを示す証明書の交付・提出をしないと査証を発給しないという方針を打ち出しました。具体的な導入時期についてはまだ未定ですが、24年度中のできるだけ早期の導入を予定しており、詳細が決まりましたら、全企業様に周知します。

● 次回は2024年5月1日発行予定です